

【新型コロナウイルス感染症対策】

出前・テイクアウト推進事業を利用される飲食事業者の皆様へ

【事業の目的】

今般の新型コロナウイルス感染症による集団感染防止策として、外出自粛要請が国から示され、多くの事業者において、売り上げの減少、業績の悪化が顕著となってきております。市では、こうした状況を勘案し、事業者救済の一方策として、飲食事業者が出前もしくはテイクアウトにより商品を提供する場合、**販売価格の一部を市が補助し、通常より安く提供すること**で市民の消費喚起も図り、集団感染のリスクを回避しつつ経営を下支えするものです。

【事業の内容】

市内飲食事業者が出前もしくはテイクアウトにより提供する商品1品につき、市は**販売価格の1/2かつ300円を上限とする額を補助**します。

※事業者は、補助分を差し引いた価格で商品を提供し、後日、補助分を市に請求。

※1事業者30万円を補助の上限とします。(例 補助300円×1,000食)

(イメージ)

- ・通常価格700円の商品を出前もしくはテイクアウトした場合、400円で購入できます。
- ・通常価格500円の商品を出前もしくはテイクアウトした場合、250円で購入できます。

【補助対象者】

市内で飲食業を営む商工会会員で、**登録申込書**を提出し、かつ、市税に未納がない事業者。

【事業期間】

令和2年4月23日(木)～8月31日(月)

【登録方法】

令和2年4月20日(月)までに登録申込書に必要事項を記入し、商工観光課へ提出下さい。

【補助金申請・期間】

補助金の交付を受けようとする事業者は、**補助金交付申請書(様式1)**および**事業(販売)計画書(様式2)**を事業開始前に商工観光課(本庁舎)へ提出して下さい。

【交 付】

補助金交付申請書の内容を審査した後、**補助金交付決定通知書(様式3)**を事業者に交付します。補助金を請求する際は、**補助金交付請求書(様式4)**および**売上台帳(様式5-1出前用、様式5-2テイクアウト用)**をご持参下さい。後日、指定する金融機関口座に振り込みます。なお、1事業者30万円を補助の上限としております。30万円に達するまで補助金交付請求書は、随時、何度でも受け付けます。

※最終交付請求は9月30日(水)までです。

※事業完了後、事業期間における収支台帳の写し(貴店備え付けのもの)を提出いただきますので、割引販売分と店内飲食販売分を分けて記帳して下さい。

※提出先は、商工観光課(本庁舎)もしくは暮らしの窓口課(石下庁舎)まで。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分(市役所開庁時)

【注意事項】

感染対策を十分に行っていただくとともに、体調管理には十分ご留意いただき、体調がすぐれない時の販売は、絶対に行わないようお願いいたします。

【周知について】

- 4/23 お知らせ版 制度内容、HPで参加店舗及びメニュー公開を周知
- 5/13 広報常総5月号 制度内容、HPで参加店舗及びメニュー公開を周知
- 5/28 全戸配布チラシ 参加店舗及びメニュー表

※紙面の都合により全メニューを紹介できない場合がございます。提供価格等の問い合わせは、各店舗でご対応下さいますようお願いいたします。また、各店舗での積極的な周知も併せてお願いいたします。

【補 則】

- (1) 当該補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、補助金に係る資料及びその他の必要な調査をする場合があります。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けた者及び審査の結果、補助金を交付することが適当でないとして認められる場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

【出前・テイクアウト推進事業】登録・申請・交付までの流れ

